

青森市景観条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文～第一章 略</p> <p>第二章 良好な景観の形成に関する施策</p> <p> 第一節 略</p> <p> 第二節 景観計画区域に係る良好な景観の形成（<u>第六条の二</u>—第十五条）</p> <p> 第三節～第四節 略</p> <p>第三章～第四章 略</p> <p>第一条～第六条 略</p> <p>第二節 景観計画区域に係る良好な景観の形成</p> <p> <u>（景観形成重点地区の指定）</u></p> <p><u>第六条の二 市長は、景観計画区域内で特に重点的に景観形成を図る必要があると認める地区の区域を、景観計画に景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、景観計画において、当該重点地区の良好な景観の形成のために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p> <u>（届出を要する行為等）</u></p> <p>第七条 この節において「<u>届出を要する行為</u>」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 建築物の建築等で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>二 工作物の建設等で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>三 法第十六条第一項第三号に掲げる行為で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>四 土石の採取又は鉱物の掘採で、規則</p>	<p>目次</p> <p>前文～第一章 略</p> <p>第二章 良好な景観の形成に関する施策</p> <p> 第一節 略</p> <p> 第二節 景観計画区域に係る良好な景観の形成（<u>第七条</u>—第十五条）</p> <p> 第三節～第四節 略</p> <p>第三章～第四章 略</p> <p>第一条～第六条 略</p> <p>第二節 景観計画区域に係る良好な景観の形成</p> <p> （新設）</p> <p> <u>（大規模行為等）</u></p> <p>第七条 この節において「<u>大規模行為</u>」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 建築物の建築等で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>二 工作物の建設等で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>三 法第十六条第一項第三号に掲げる行為で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>四 土石の採取又は鉱物の掘採で、規則</p>

改正後	改正前
<p>で定める規模を超えるもの</p> <p>五 土地の形質の変更（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>六 屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源その他の物件の堆積で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>七 木竹の伐採で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>2 <u>前項各号の規定により届出を要する行為の規模を規則で定めるに当たっては、重点地区を除く景観計画区域及び重点地区の区域の別に定めることができる。</u></p> <p>3 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、<u>第一項第四号から第七号までに掲げる行為とする。</u></p> <p>（<u>届出を要する行為をする者の責務</u>）</p> <p>第八条 景観計画区域内において<u>届出を要する行為をする者は、当該届出を要する行為が、法第八条第二項第二号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として景観計画に定められた届出を要する行為に係る同条第四項第二号に規定する基準として必要な制限（以下「<u>景観形成基準</u>」という。）に適合するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>届出を要する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が法第十六条第一項の規定による届出をすべき行為か否か、又は、当該行為が届出を要する行</u></p>	<p>で定める規模を超えるもの</p> <p>五 土地の形質の変更（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>六 屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源その他の物件の堆積で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>七 木竹の伐採で、規則で定める規模を超えるもの</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、<u>前項第四号から第七号までに掲げる行為とする。</u></p> <p>（<u>大規模行為をする者の責務</u>）</p> <p>第八条 景観計画区域内において<u>大規模行為をする者は、当該大規模行為が、法第八条第二項第二号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として景観計画に定められた大規模行為に係る同条第四項第二号に規定する基準として必要な制限（以下「<u>大規模行為景観形成基準</u>」という。）に適合するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>大規模行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が法第十六条第一項の規定による届出をすべき行為か否か、又は、当該大規模行為が届出対象行為であ</u></p>

改正後	改正前
<p>為である場合にあつては、<u>当該行為が景観形成基準に適合するか否かについて市長に相談することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(<u>届出を要する行為の届出</u>)</p> <p>第九条 <u>景観計画区域内において届出を要する行為をしようとする者は、法第十六条第一項の規定に基づき、当該届出を要する行為に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、届出を要する行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、法第十六条第二項の規定に基づき、当該事項の変更に係る<u>届出を要する行為</u>に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、<u>第十条の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。</u></p> <p>(<u>事前協議</u>)</p> <p>第九条の二 <u>重点地区内において届出を要する行為をしようとする者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をする前に、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に規定する協議（以下「事前協議」という。）があつたときは、当該行為が景観計画で定める景観形成基準に適合しているかどうかを判断し、その結果を規則で定めるところにより、当該事前協議を行った者に対し、通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、事前協議に係る行為が景観形</u></p>	<p>る場合にあつては、<u>当該大規模行為が大規模行為景観形成基準に適合するか否かについて市長に相談することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(<u>大規模行為の届出</u>)</p> <p>第九条 <u>景観計画区域内において大規模行為をしようとする者は、法第十六条第一項の規定に基づき、当該大規模行為に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、大規模行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、法第十六条第二項の規定に基づき、当該事項の変更に係る<u>大規模行為</u>に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、<u>次条の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>成基準に適合していないと認めるときは、当該事前協議を行った者に対し、必要な指導又は助言をするものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、第二項の判断に当たり必要があると認めるときは、青森市景観審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p>5 <u>第二項の規定による通知を受けた者で前条第一項又は第二項の規定による届出をしたものは、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(届出を要する行為に係る勧告等)</p> <p>第十条 市長は、<u>第九条の規定による届出</u>(以下「<u>届出を要する行為届</u>」という。)があった場合において、<u>当該届出を要する行為届に係る届出を要する行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、法第十六条第三項の規定に基づき、当該届出を要する行為届をした者に対し、当該届出を要する行為届に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。</u></p> <p>2 前項の勧告は、<u>第九条の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(国の機関等の特例)</p> <p>第十一条 <u>前三条の規定にかかわらず、国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共団体若しくは公共的団体（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第九条第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、景観計画区域内において届出を要する行為をしようとするときは、当該届出を要する行為に着手する日の五十</u></p>	<p>(大規模行為に係る勧告等)</p> <p>第十条 市長は、<u>前条の規定による届出</u>(以下「<u>大規模行為届</u>」という。)があった場合において、<u>当該大規模行為届に係る大規模行為が大規模行為景観形成基準に適合しないと認めるときは、法第十六条第三項の規定に基づき、当該大規模行為届をした者に対し、当該大規模行為届に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。</u></p> <p>2 前項の勧告は、<u>前条の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(国の機関等の特例)</p> <p>第十一条 <u>前二条の規定にかかわらず、国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共団体若しくは公共的団体（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第九条第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、景観計画区域内において大規模行為をしようとするときは、当該大規模行為に着手する日の五十日前までに、</u></p>

改正後	改正前
<p>日前までに、その旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、<u>景観形成基準</u>に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第十二条 法第十六条第七項各号に掲げる行為については、<u>前四条</u>の規定は適用しない。</p> <p>2 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為で<u>届出を要する行為</u>に該当しないもの</p> <p>二 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの</p> <p>三 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの</p> <p>四 その他規則で定める行為</p> <p>第十三条 略</p> <p>(<u>届出がない届出を要する行為</u>に係る行為)</p> <p>第十四条 市長は、<u>届出を要する行為届</u>をすべき者が<u>届出を要する行為届</u>をしないで<u>届出を要する行為</u>に着手したときは、その者に対し、当該<u>届出を要する行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程</u>その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の報告等により<u>無届行為者</u>に係る<u>届出を要する行為</u>が<u>景観形成基準</u>に適合しないことが明らかになった場合において、良好な景観の形成を図る上</p>	<p>その旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、<u>大規模行為景観形成基準</u>に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第十二条 法第十六条第七項各号に掲げる行為については、<u>前三条</u>の規定は適用しない。</p> <p>2 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為で<u>大規模行為</u>に該当しないもの</p> <p>二 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの</p> <p>三 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの</p> <p>四 その他規則で定める行為</p> <p>第十三条 略</p> <p>(<u>無届大規模行為</u>に係る行為)</p> <p>第十四条 市長は、<u>大規模行為届</u>をすべき者が<u>大規模行為届</u>をしないで<u>大規模行為</u>に着手したときは、その者に対し、当該<u>大規模行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程</u>その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の報告等により<u>無届大規模行為者</u>に係る<u>大規模行為</u>が<u>大規模行為景観形成基準</u>に適合しないことが明らかになった場合において、良好な景観の形</p>

改正後	改正前
<p>で著しい支障があると認めるときは、当該無届行為者に対し、当該届出を要する行為を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(届出対象外物件に係る要請)</p> <p>第十五条 市長は、良好な景観の形成を図る上で著しい支障があると認められる建築物、工作物、木竹の伐採跡地、土石の採取跡地、屋外に堆積された物件その他の物件（届出を要する行為届をすべき届出を要する行為に係るものを除く。）の所有者又は管理者に対し、景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるよう要請することができる。</p> <p>第十六条～第二十条 略</p> <p>(青森市景観審議会)</p> <p>第二十一条 第六条第二項(第三項において準用する場合を含む。)、<u>第九条の二第四項</u>、第十条第四項(第十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十七条第三項、第十八条第二項及び第十九条第二項並びに青森市屋外広告物条例(平成十八年青森市条例第六号)第十六条の規定によりその権限に属することとされた事務を処理するほか、市長の諮問に応じ良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため、青森市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第二十二条～第二十四条 略</p>	<p>成を図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届大規模行為者に対し、当該大規模行為を大規模行為景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(届出対象外物件に係る要請)</p> <p>第十五条 市長は、良好な景観の形成を図る上で著しい支障があると認められる建築物、工作物、木竹の伐採跡地、土石の採取跡地、屋外に堆積された物件その他の物件（大規模行為届をすべき大規模行為に係るものを除く。）の所有者又は管理者に対し、<u>大規模行為景観形成基準</u>に適合させるために必要な措置をとるよう要請することができる。</p> <p>第十六条～第二十条 略</p> <p>(青森市景観審議会)</p> <p>第二十一条 第六条第二項(第三項において準用する場合を含む。)、第十条第四項(第十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十七条第三項、第十八条第二項及び第十九条第二項並びに青森市屋外広告物条例(平成十八年青森市条例第六号)第十六条の規定によりその権限に属することとされた事務を処理するほか、市長の諮問に応じ良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため、青森市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第二十二条～第二十四条 略</p>